

瀬戸市選挙管理委員会告示第51号

在外選挙人名簿を編成する投票区を指定する件（平成11年瀬戸市選挙管理委員会告示第61号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月1日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 上川和子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項の規定に基づき、在外選挙人名簿を編成する <u>投票区</u> を次のとおり指定した。		公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項の規定に基づき、在外選挙人名簿を編成する <u>指定在外選挙投票区</u> を次のとおり指定した。	
<u>投票区</u> の名称	<u>投票区</u> の所在地	<u>衆議院小選挙区選出議員の選挙区</u>	<u>指定在外選挙投票区</u>
<u>市役所投票区</u>	<u>瀬戸市追分町64番地の1</u>	<u>愛知第6区</u>	<u>十軒家投票区</u>
		<u>愛知第7区</u>	<u>市役所投票区</u>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。